

# I はじめに

平成 28 年 12 月 21 日、中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会, 2016）」が取りまとめられた。そこでは、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が確認された。この背景にあるのが、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念である。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

中央教育審議会（2016）は、資質・能力の育成に当たって教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施を求めており、個々の子供の発達課題や教育的ニーズに応じて指導の充実を図ることを重要視している。特別支援学校在籍児童生徒数、重複障害児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導対象児童生徒数の増加傾向や、小・中学校等での特別支援教育体制整備の状況（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2018）を踏まえると、今後も多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方が検討される必要がある。

そこで本研究は、研究期間の 5 年間全体を通じ、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」という研究課題のもと、2つのサブテーマを設けて研究を行った。平成 28～29 年度はサブテーマを「通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて」とし、通級による指導を実施している市区町村教育委員会、当該市区町村において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその学級担任へのアンケート調査や訪問調査を実施した。平成 30～令和 2 年度は「新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題」とし、先のサブテーマと関連して通常の学級、通級による指導の状況を把握するためのアンケート調査と並行し、特別支援学級、特別支援学校においては、教育課程の編成、実施に関する状況を把握するアンケート調査、改訂後の学習指導要領に基づく教育課程の編成、実施に取り組む特別支援学級及び特別支援学校の協力を得て事例研究を実施した。別支援教育の推進について研究を進めてきた。本報告書は、5 年間の研究の取組をまとめたものである。

教育・支援部 上席総括研究員 横倉 久